



「セーフ・フロム・ハーム」通報相談窓口業務内容

1. 目的

公益財団法人ボーイスカウト日本連盟（以下「本連盟」という。）では、スカウト活動を行う者の権利利益を保護し、安心・安全な環境の下でスカウト活動を行う機会を確保するために、当連盟に通報相談窓口を設置し、スカウト活動における危害行為を含むパワーハラスメント、セクシャルハラスメント、その他の組織的または個人的な不当な行為等の早期発見と是正、再発の防止に努め、もってスカウト運動の健全な発展を図ることを目的とする。

2. 通報相談窓口を利用出来る者

通報相談窓口の利用者は、本連盟の加盟員ならびにスカウトの保護者を対象とする。

3. 通報相談窓口

住所：〒167-0022 東京都杉並区下井草4-4-3
 公益財団法人ボーイスカウト日本連盟 事務局教育開発部内
 「セーフ・フロム・ハーム」通報相談窓口

開設時間：月曜・木曜 12時から19時まで

電話：03-6913-6277

e-mail：sfh@scout.or.jp

4. 通報相談窓口では対応出来ない事項

- (1) 係争中のもの。
- (2) 被通報者が加盟登録の有無に関わらず、学校等教育機関内でのもの。

5. 通報対象事項の事実調査

- (1) 通報相談窓口は、事実調査にあたり、利用者の秘密を守り、特定されないよう十分に配慮の上、遅滞なく、必要かつ相当と認められる方法で調査を行う。
- (2) 調査は県連盟を通じ、しかるべき機関(委員会・タスクチーム等)により行うこととする。
- (3) 前項による調査中は、県連盟から調査の進捗状況について適宜報告を受けることとする。その際は、通報相談窓口利用者(通報者)や当該調査に協力した者等の信用、名誉およびプライバシー等に配慮する。
- (4) 調査結果は可及的速やかに取りまとめ、当連盟へ報告する。

6. その他

上記の他、通報相談窓口の利用にあたっては、「公益財団法人ボーイスカウト日本連盟セーフ・フロム・ハーム通報相談処理規程」に基づく。

以 上